

山梨県公報

号外第二十九号

令和八年

七月十七日

金曜日

目次

訓令

○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

人事委員会

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

訓令

山梨県訓令甲第十七号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「又は富士山観光振興監」を「、富士山観光振興監、スポーツ振興監、競技力向上推進監又はスポーツ施設整備監」に改め、同部知事政策補佐官、多様性・働き方統括官、こども・次世代統括官、富士山未来統括官、感染症対策統括官、スポーツ統括官、理事（部又は局に配置された理事を除く。）又は会計管理者の款中「知事政策補佐官」の下に「、政策調査企画統括官」を加え、同部局長の款中「又は地域ブランド戦略監」を「、地域ブランド戦略監又は政策データ分析監」に改め、「イニシアチブ」の下に「及びセンター」を加える。

附 則

この訓令は、令和八年七月二十一日から施行する。

山梨県訓令甲第十八号

本 庁
出 先 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中「地域ブランドグループ」を「地域ブランドグループ
政策データ分析センタ

地域ブランド		「スポーツ振興課 政分セ」		「スポーツ振興グループ」	
を		国スポ・全スポレガシー創出・競技力向上推進グループ		国スポ・全スポ施設整備グループ	
ルギー推進室		地域エネ		「地域エネ ス振 国ス競 国ス施」	
ーツ大会・全国パラスポーツ大会準備室		を		「地域エネルギー推進室 国全ス」	
「地域エネ」に改める。					

附 則

この訓令は、令和八年七月二十一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「地域ブランド戦略監」を「地域ブランド戦略監 政策データ分析監」に、「富士山観光振興監」を「富士山観光振興監 スポーツ振興監 競技力向上推進監 スポーツ施設整備監」に、「知事政策補佐官」を「知事政策補佐官 政策調査企画統括官」に改める。

附 則

この規則は、令和八年七月二十一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十八号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月十七日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表5級の項1中「文芸監補佐」の下に「整備監補佐」を加え、同表6級の項1中「地域ブランド戦略監」の下に「政策データ分析監」を、「富士山観光振興監」の下に「スポーツ振興監、競技力向上推進監、スポーツ施設整備監」を加え、同項3中「文芸監補佐」の下に「整備監補佐」を加え、同表7級の項1中「地域ブランド戦略監」の下に「政策データ分析監」を、「富士山観光振興監」の下に「スポーツ振興監、競技力向上推進監、スポーツ施設整備監」を加え、同表8級の項1中「田舎局長」の下に「政策調査企画統括官」を加え、同表9級の項2中「田舎局長」の下に「政策調査企画統括官」を加え、「知事政策補佐官」を「又は知事政策補佐官」に改める。

「理事

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「理事」を

に、「

政策調査企画統括官」

「富士山観

「地域ブランド戦略監

スポーツ

地域ブランド戦略監」を

に、「富士山観光振興監」を

政策データ分析監」

競技力向

光振興監

スポーツ

振興監

に改める。

上推進監

施設整備監」

附 則

この規則は、令和八年七月二十一日から施行する。